

(仮称)「守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子素案

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	守口市の考え方
最低基準の向上	第3条 市町村長は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国の基準を踏まえます
放課後児童健全育成事業の一般原則	第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国の基準を踏まえます ※もりぐち児童クラブでは、入会児童室と登録児童室が連携しながら、また、地域の方々の協力を得て、工作教室等の交流体験活動を引き続き推進します。
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国の基準どおり

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	守口市の考え方
設備の基準	第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	国の基準を踏まえます ※もりぐち児童クラブでは、衛生及び安全に配慮し、現行施設での運営を継続します。
職員	第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 - 一 保育士の資格を有する者 - 二 社会福祉士の資格を有する者 - 三 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの - 四 学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	国の基準どおり ※もりぐち児童クラブでは、入会児童室に指導パートナーを1クラス2名の配置を基本としています。なお、登録児童室に主任パートナー1名、地域パートナー2名の計3名配置しており、状況に応じてそれぞれパートナーを増員しています。

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	守口市の考え方
	六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	
	4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	国の基準を踏まえます ※もりぐち児童クラブ・入会児童室の定員は、1クラス40人です。なお、登録児童室には定員がありません。
	5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	国の基準どおり ※もりぐち児童クラブ・入会児童室では、1クラス2名を配置し、状況に応じて増員します。
衛生管理等	第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国の基準どおり ※もりぐち児童クラブでは、今後も衛生的な管理に努め、感染症や食中毒が発生した場合には、必要な措置を講じています。

項目		国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	守口市の考え方
運営規程		第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 - 一 事業の目的及び運営の方針 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容 - 三 開所している日及び時間 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 - 五 利用定員 - 六 通常の事業の実施地域 - 七 事業の利用に当たっての留意事項 - 八 緊急時等における対応方法 - 九 非常災害対策 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十一 その他事業の運営に関する重要事項	国の基準どおり ※もりぐち児童クラブ・登録児童室及び入会児童室では、現行制度を基準として運営します。
開所時間及び日数		第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 - 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業1日につき8時間 - 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	国の基準どおり ※もりぐち児童クラブでは、現行（国の基準を上回っています。）の開所時間及び日数とします。
附則	施行期日	第1条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	国の基準どおり
	職員の経過措置	第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	国の基準どおり

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	守口市の考え方
上記以外	・放課後児童健全育成事業者と非常災害対策 ・利用者を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・秘密保持等 ・苦情への対応 ・保護者との連絡 ・事故発生時の対応 等	国の基準どおり